



各 位



2025年6月17日

会社名 株式会社fonfun  
代表者名 代表取締役社長 水口 翼  
(コード:2323、スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 兼 コーポレートソリューション本部長 八田 修三  
(TEL:03-5365-1511 <https://fonfun.co.jp/contact/>)

## 定款の一部変更及び定款変更議案の変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月28日（水）開催の取締役会において、2025年6月26日（木）開催予定の第29回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。また、当該議案につきまして、その内容を一部変更するため本定時株主総会にて修正動議を提出することを本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、「テクノロジーで社会をもっとスマートに。」というミッションを掲げ、持続的な企業価値の最大化を経営方針としております。また、2023年9月25日に公表した新中期経営計画「プロジェクトフェニックス」を中期経営ビジョンとし、売上高20億円、EBITDA4億円、エンジニア100人体制を2026年3月末までに達成を掲げております。デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速、働き方の多様化、後継者問題をはじめとする事業承継の深刻化など、現代の企業経営を取り巻く環境は大きな変革期を迎えており、お客様の経営環境の変化に対応し多様なニーズにワンストップでお応えするため、この度、事業目的の追加を行うことといたしました。

また、同時に、株主の皆様の利便性向上と、株主総会への参加機会を一層拡大するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款に所要の変更を行うことといたしました。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) 48. 前各号に附帯関連する一切の業務  (省略) 第3章 株 主 総 会 (株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) 48. <u>経営コンサルティング業務</u> 49. <u>企業経営の会計・マーケティング・デジタル等に関するアウトソーシングの受託</u> 50. <u>人材育成および人材開発に関するコンサルティング業務、教育業務およびカウンセリング業務</u> 51. <u>企業の合併・提携、事業譲渡、営業権譲渡、有価証券譲渡に関するコンサルティング業務ならびにそれらの斡旋および仲介</u> 52. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u> (省略) 第3章 株 主 総 会 (株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。 2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

### 3. 定款変更議案の変更について

#### (1) 修正動議の提出に至る経緯

当社は、本定時株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」において、場所の定めのない株主総会を開催できるようにすべく現行定款第12条の変更を議案の一部としておりましたが、事前手続きに時間を要することから、本議案の該当部分の付議は再検討することが適当であると判断し、現行定款第12条の変更については、これを撤回することといたしました。なお、現行定款第2条(目的)の変更については、議案として維持しております。

#### (2) 修正動議の内容

本定時株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」において現行定款第12条の変更に係る部分を削除いたします。以下に変更前と変更後の議案を記載します。

《変更前》(文中に下線を引いた箇所があるため、変更箇所を網掛けで表示しております)

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。

また、2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第12条の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) 48. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(省略) 第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) 48. <u>経営コンサルティング業務</u> 49. <u>企業経営の会計・マーケティング・デジタル等に関するアウトソーシングの受託</u> 50. <u>人材育成および人材開発に関するコンサルティング業務、教育業務およびカウンセリング業務</u> 51. <u>企業の合併・提携、事業譲渡、営業権譲渡、有価証券譲渡に関するコンサルティング業務ならびにそれらの斡旋および仲介</u> 52. 前各号に附帯関連する一切の業務 (省略) 第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。 <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

### 《変更後》

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) 48. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) 48. <u>経営コンサルティング業務</u> 49. <u>企業経営の会計・マーケティング・デジタル等に関するアウトソーシングの受託</u> 50. <u>人材育成および人材開発に関するコンサルティング業務、教育業務およびカウンセリング業務</u> 51. <u>企業の合併・提携、事業譲渡、営業権譲渡、有価証券譲渡に関するコンサルティング業務ならびにそれらの斡旋および仲介</u> 52. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>

### (3) 本定時株主総会での対応について

本修正動議につきましては、既に発送済みである招集通知の修正は行わず、本定時株主総会の当日に受付にて本適時開示書面を配布し、本定時株主総会において本修正動議を提出した後にその賛否を諮らせていただきます。

また、本修正動議に対する賛否を諮ることとなった場合、既に郵送にて行使された議決権行使書につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」についてのみ、以下の取扱いとなります。

- ① 原案に「賛成」の指示のあるもの…修正案に対して「反対」として取り扱われる。
- ② 原案に「反対」の指示のあるもの…修正案に対して「棄権」として取り扱われる。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますことを、深くお詫び申しあげます。

#### 4. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日

2025年6月26日（木）

(2) 定款変更の効力発生日

2025年6月26日（木）

以上